

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和8年8月5日)

(協議案件)

②高齢者見守り事業について

住民課 福祉グループ

1 高齢者見守り支援事業の利用者の状況（令和8年7月31日現在）

（1）利用件数等

- ① 利用件数等 40件
- ② その他の設置先 3件（住民課福祉G、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業受託事業者）

（事業の目的）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、ICT機器を活用した見守り支援及び介護予防支援を実施することにより、認知症の進行予防及びフレイル予防を図る。

（利用対象者）

- (1) 認知症又は認知機能の低下が認められる者
- (2) フレイル予防又は介護予防の観点から見守り支援が必要と認められる者
- (3) その他町長が必要と認める者

（2）年齢区分

年齢区分	件数
65～69歳	2
70～74歳	3
75～79歳	11
80～84歳	13
85歳以上	11

（3）世帯構成

区分	件数
単身世帯	22
高齢者のみ世帯	11
その他	7

（4）緊急登録先

区分	件数
家族	17
友人・知人等	1
その他	7

2 民生委員児童委員との連携について

(1) 現時点での民生委員との関わり

現時点では、民生委員児童委員協議会において、本事業の目的や端末の機能など、事業内容について説明を行い、情報共有を図っております。

(2) 現在の運用体制

一方で、民生委員から利用希望者を町へ紹介する仕組みや、端末で異常を検知した際に民生委員へ連絡する運用は、現時点では導入しておりません。異常を検知した場合は、あらかじめ登録された御家族等が対応する仕組みとしております。

(3) 現段階での考え方

本事業は開始間もないことに加え、当初導入した貸出機器は50台と限られていることから、まずは利用状況や事業の有効性を検証している段階です。

(4) 今後の連携の方向性

その上で、今後は、利用実績や効果を踏まえながら、民生委員による見守り活動を補完する手法の一つとして活用できるか検討してまいりたいと考えております。

(5) 地域特性を踏まえた事業の意義

本町の農村部は住宅が点在しており、民生委員の訪問時の移動距離も長くなるという地域特性があります。また、民生委員の確保も課題となっております。

このような状況を踏まえると、ICTを活用した見守り支援は、民生委員による訪問や声かけなどの活動を代替するものではありませんが、日常的な見守りを補完する手段として活用することで、見守り活動の負担軽減や効率化につながる可能性があるものと考えております。

(6) 地域包括ケアの推進

今後は、利用状況や事業効果を十分に検証しながら、デジタル技術による見守りと、家族、民生委員、地域住民及び地域活動団体など多様な主体による見守りを組み合わせ、それぞれの強みを生かした重層的な見守り体制の構築を目指してまいります。